

東京成徳大学研究費管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日文科部科学大臣決定）に基づき、東京成徳大学(以下、「本学」という。))における教育・研究のために配分された資金(以下、「研究資金」という。)の適正かつ効率的な運営・管理について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程という研究資金とは、本学の教員又は研究グループ(本学の教員を代表者とする研究グループを含む。)が行う研究等に対して配分された資金であり、その運営・管理を本学が行うものをいう。

(管理体制)

第3条 前条に定める研究資金の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)は、学長とする。

2 最高管理責任者を補佐し、研究資金の運営・管理を統括する者(以下、「統括管理責任者」という。)は、学部長、研究科長及び図書館長とする。副学長を置く場合には、副学長が担当学部等の研究資金の運営・管理を統括することができる。

3 最高管理責任者は、研究資金の運営・管理に関する実質的な責任・権限者(以下、「運営管理者」という。)を置き、学科長、共通領域部主任又は研究代表者等がこれにあたる。

4 研究資金の運営・管理に関する事務処理は、事務局総務課が遂行する。

5 最高管理責任者は、統括管理責任者、運営管理者及び事務局を指揮して、研究資金の適正かつ効率的な運営・管理を実行する。

(基本認識)

第4条 教員は、個人の発意による研究課題であっても、その研究は公費(大学及び民間の資金を含む。)によるものであることを認識しなければならない。

2 事務職員は、専門的能力をもって研究資金の適正かつ効率的な執行を確保し、研究遂行の事務を担う立場にあることを認識しなければならない。

(職務分担)

第5条 運営管理者は、配分された研究資金について、研究目的に基づく執行計画の策定及びこの実行権限を有し、最高管理責任者及び研究資金の拠出者に対して、研究目的と資金使途の客観的かつ合理的関連性について説明責任を負う。

2 事務職員は、学校法人会計基準に則り、研究資金の会計管理を行うとともに、教員の協力を得て取引の客観性及び透明性の確保に努める。

3 研究資金の運営・管理に係る教員と事務職員の実務分担については、別に定めるところにより、その明確化を図る。

(職務権限)

第6条 研究資金の使用に関する職務権限及び決裁権限は、別に定める。

(不正の防止)

第7条 最高管理責任者は、研究資金に係る不正を防止するため、教職員にこの規程を周知・浸透させるとともに、運営・管理活動、情報の伝達及びモニタリング体制を整備し、その管理を行う。

2 統括管理責任者は、不正の発生リスクを回避・軽減するため、日常から不正を発生させる要因の把握に努め、この要因に応じた不正防止計画を策定し、推進する。

(運用マニュアル)

第8条 最高管理責任者は、研究資金の運営・管理に関する運用マニュアル(以下、「運用マニュアル」という。)を別に定め、これをすべての教職員に周知して、明確かつ統一的な運用を図る。

2 すべての教職員は、運用マニュアルに則り、研究資金の適正かつ効率的な運営・管理を行わなければならない。

3 統括管理責任者は、この規程及び運用マニュアル等が、すべての管下教職員に周知されていることを確認しなければならない。

4 運用マニュアルに関する相談窓口は、事務局総務課とする。

(日常管理活動)

第9条 事務局総務課は、定期的なその執行状況を検証し、計画的な運用を確認するとともに、その執行に問題があると認められた場合、当該運営管理責任者に対し原因に応じた改善策を求めらる。

2 事務局総務課は、予算執行のつど、運用マニュアルとの整合性及び予算執行の状況を確認・把握する。

3 事務局総務課は、日常管理活動等において不正の疑義を発見した場合、所定の措置を執らなければならない。

(情報の伝達)

第10条 本学は、研究資金の運営・管理にかかる不正防止の基本姿勢について広く内外関係者の理解を得るため、この規程を公表するものとする。

2 研究資金の運用に関する内外関係者からの疑義に応えるための相談窓口を、事務局総務課に置く。

3 研究資金に係る不適切な運用を未然に防止するため、大学内外からの通報(告発)窓口を、法人事務局に置く。

4 通報(告発)窓口へ寄せられた情報は、法人事務局において、学校法人東京成徳学園公益通報者保護規程を準用して処理する。

(モニタリング)

第11条 研究資金の適正かつ効率的な運営・管理を検証するため、事務局総務課は研究資金の運営・管理に関する自己点検を定期的実施し、更に内部監査を実施する。

2 内部監査の担当者は、最高管理責任者がそのつど事務局総務課以外の所属の者に任命する。

3 内部監査は、会計書類の形式的要件の整備状況に着目して実施するほか、業務執行体制についても実施する。

4 内部監査は、統括管理責任者と連携して実施し、その結果は最高管理責任者に報告する。

5 最高管理責任者は、自己点検の結果及び内部監査の実施結果を、監事及び会計監査人に報告する。

(不正への対応)

第12条 事務局総務課及び内部監査担当者は、日常管理活動又は内部監査において不正又はその疑義を発見した場合には、速やかに最高管理責任者にその事実を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、別に定める調査委員会を設置してその事実関係の解明にあたる。

3 調査委員会の委員長は最高管理責任者とし、委員は最高管理責任者がそのつど任命する。

4 不正を行った者に対する措置は、東京成徳学園就業規則に則り行う。

5 取引業者が不正に関与した場合には、最高管理責任者が当該業者に対する措置を行う。

(細則)

第13条 この規程に関する庶務は、子ども学部事務局総務課の協力を得て、人文学部事務局総務課が行う。

2 この規程に関して疑義が生じた場合には、学長がこれを決する。

3 この規程の改訂は、大学運営委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成19年11月14日から施行する。